

愛媛県土地家屋調査士会事故処理委員会規則

(目的)

第1条 土地家屋調査士法第2条に基づき業務施行に際し、賠償責任保険に加入の会員(以下「加入会員」という。)に対する賠償請求事案について、公正妥当な解決を図ることを目的とする。

(委員会)

第2条 愛媛県土地家屋調査士会(以下「甲」という。)と三井海上火災保険株式会社(以下「乙」という。)は、加入会員の業務に関して発生した事故について、調査及び賠償責任審査をするため事故処理委員会(以下「委員会」という。)を置くものとする。

2. 委員会は、甲の事務局内に置くものとする。

(委員会の職務)

第3条 委員会は、加入会員が賠償請求された事故に関し、適切な指導、助言、援助、介入を行い、紛争を解決に導くことを職務とする。

(組織及び任期)

第4条 委員会は、委員5名をもって組織する。

2. 委員は、甲より3名(会長、総務部長、財務部長)、乙より2名とする。

3. 甲からの委員は、甲の理事会が選任し、その内1名を委員長とする。乙からの委員は、特段の事情のない限り、乙の損害調査担当並びに営業担当とする。

4. 委員の任期は、その就任の時期に拘らず甲の役員の任期と同一とする。

5. 甲の委員に欠員が生じたときは、甲の理事会により補欠を選任し、乙の委員に欠員が生じたときは、その後任者が委員となる。欠員により選任された委員の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

6. 甲及び乙は選任した委員をそれぞれに通知するものとする。

(委員の職責)

第5条 委員は、その職務を行うには、加入会員の人権を尊重し、かつ、公正でなければならない。

2. 委員及び委員であった者は、職務上知り得た事実を他に漏らしてはならない。

(委員の除斥)

第6条 委員は次に掲げる事由が存するときは、その職務の執行から除斥される。

(1) 当該委員が事故の対象となったとき。

(2) 事故の対象となった会員と特別の利害関係(身分関係を含む。)があるとき。

(招集及び議事)

第7条 委員長は、委員会を招集し、会務を統括する。

2. 委員会は、委員のうち甲2名、乙1名以上の出席をもって有効に成立するものとする。

3. 委員会の議事運営については、必要に応じ、別に定めることができる。

(審査事項)

第8条 委員会は、次の各号の事項につき審査、判断を行う。

(1) 会員の賠償責任の有無に関する事項。

(2) その他、賠償請求に関する事故処理、解決のために必要と認められる事項。

(学識経験者等の招聘)

第9条 委員会は、その必要があると認めるときは、弁護士会及び学識経験者等を招聘し助言を求めることができる。

(事故処理の手続)

第10条 事故が発生した場合は、次の事務手続を行うものとする。

(1) 賠償請求を受けた加入会員は、事故の発生を速やかに別紙様式により提出、又はファックスをもって乙に報告する。乙は、受理した事故内容を、甲に速やかに報告する。

(2) 乙は当該会員より、別途、事故内容、経過報告及び下記の書類並びに図書類の提出を受け、事故の詳細を把握する。

- ① 登記申請書
- ② 地図類、公図(分合筆前後)
- ③ 地積測量図(訂正前後)又は実測図
- ④ 事件簿(写)
- ⑤ 境界確認に関する書面
- ⑥ 現場の写真
- ⑦ 土地・建物登記簿謄本
- ⑧ 事故に関する各種見解書
- ⑨ 損害賠償請求書
- ⑩ その他必要と認められる書類

2. 前項により調査の必要がある場合は、乙は速やかに当該事故の調査を行う。

3. 前2項における事故状況の把握後、乙及び委員長は協議により必要と認める場合には、速やかに委員会を開催する。

4. 加入会員が正当な理由なく事故の発生を連絡せず、当該会員が独自に解決した後、その解決に要した損害賠償金、及び諸費用について請求してきた場合は、委員会はその審査を拒否し、また乙は保険による損害の填補は行わない。

5. 加入会員が事故の届け出後、乙又は委員会の指示、同意を得ずして独自に解決をした場合も前項と同様とする。

(委員会への出席等)

第11条 委員会は、必要があると認められた場合は、当該会員に対し、前条第1項第2号の書類、図書以外の必要書類、図書類等の提出を求めることができる。

2. 前条第1項第1号により、事故を報告した加入会員は、委員会の求めに応じて、委員会に出席してその事情を説明し、又はこれについて意見を述べるることができる。

(会員の所属)

第12条 所属会を変更した加入会員の事故の取り扱いは、旧所属会において発生した事故であっても、現に所属する土地家屋調査士会の委員会において取扱うものとする。

(書類の提出)

第13条 委員会にかけられた事案が解決された場合は、当該会員は所定の保険金、請求書、支談書、その必要書類を乙に提出しなければならない。

(議事録)

第14条 委員会は、議事録を作成し委員長及び甲の委員、乙の委員各1名が署名捺印した上、甲の事務局に保管する。

(費用の負担)

第15条 委員会開催の費用に関して、甲の委員負担分については、甲が定める旅費規定に基づき原則として乙が負担する。

2. その他、弁護士及び学識経験者等の出席者の費用については、乙が負担する。

(難事案の取扱)

第16条 委員会は、当該事故の解決が困難な場合、必要に応じて甲をもって日本土地家屋調査士会連合会共済会と連絡を取り合い、事故処理に当たることができる。

(細則等)

第17条 事故処理の実施に関する細則等は、別に定めることができる。

(規則の改廃)

第18条 本規則の改廃は、乙と協議のうえ、甲の理事会の決議によるものとする。

附 則

(施行規則)

1. この規則は、平成9年4月1日から施行する。
2. 昭和63年10月1日施行の愛媛県土地家屋調査士会事故処理委員会規則は、平成9年3月31日廃止する。

(経過措置)

3. 本規則施行前に発生した事故については、従前の例による。

土地家屋調査士賠償責任保険事故処理フロー

